

# 令和 8 年度 史跡妻木晩田遺跡妻木新山 4 区発掘調査地遺構保護工事実施設計 業務委託 特記仕様書

## 1 業務の名称

令和 8 年度 史跡妻木晩田遺跡妻木新山 4 区発掘調査地遺構保護工事実施設計

## 2 業務の目的

史跡妻木晩田遺跡の妻木新山 4 区で行った発掘調査について、遺構保護及び発掘調査地の埋め戻しに必要な設計図書を作成する。

## 3 適用範囲

本業務の履行に当たっては、この特記仕様書によるほか、これに記載のない事項については、鳥取県が定める「設計業務共通仕様書」を適用する。

## 4 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 2 日まで

## 5 業務場所

妻木晩田遺跡妻木新山地区（むきばんだ史跡公園地内、別紙 1）

鳥取県西伯郡大山町妻木字晩田 1 1 1 3

## 6 貸与する資料等

本業務を実施するために必要な資料は発注者から貸与する。貸与した資料については責任をもって取扱い、期日までに返納する。万一、事故が生じた場合は、受託者の責任において修復するものとする。

### 資料等

平成 3 0 年度 史跡妻木晩田遺跡（妻木新山地区） 4 級基準点設置及び地形測量業務
令和 7 年度 史跡妻木晩田遺跡第 4 3 次発掘調査測量業務
令和 8 年度 史跡妻木晩田遺跡第 4 4 次発掘調査測量業務

## 7 業務の内容

業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 発掘調査地（約 1, 3 4 5 m<sup>2</sup>）の遺構保護及び史跡妻木晩田遺跡（妻木新山地区）地形測量図（平成 3 0 年度実施）を基に、周辺地形にすりあわせながら整地するための設計を行う。
- (2) 上記（1）にかかる図面及び仕様書等の設計図書の作成及び積算。
- (3) 現地確認及び調査  
業務場所の発掘調査成果、対象範囲の地形条件、関係法令、過去に実施した同種工事について十分把握し、必要に応じて現地確認や資料収集を行うこと。
- (4) 上記（1）、（2）の案について、「とっとり弥生の王国調査整備活用委員会」の意見等を基に検討を進め、実施設計図、実施設計説明書、工事仕様書、工期算定書、数量計算書、工事費算出書等を作成する。

また、概算工事費については、1 0 月 1 4 日までに提出するものとする。

(5) 打ち合わせ・協議

業務着手時、校正時、業務完了時の合計4回とするが、本特記仕様書に明記がない事項及び疑義が生じた場合等、必要に応じてその都度行う。

8 成果物

成果物	規格	提出部数等
実施設計図（原図・縮小図）	A 1 判（白焼き）、A 3 判（縮小図）	各 2 部
実施設計説明書	A 4 判又は A 3 判	2 部
工事仕様書	A 4 判又は A 3 判	2 部
工期算定書	A 4 判又は A 3 判	2 部
数量計算書	A 4 判	2 部
工事費算出書（見積価格一覧表、見積書を含む）	A 4 判 一式計上は原則避ける。やむを得ない場合は、別紙明細書や代価表を作成。 見積書は 3 社以上から徴取。	2 部
照査報告書	A 4 判	2 部
打ち合わせ記録簿	A 4 判	2 部
業務の目的を達成するために必要となった資料や図面等	A 4 判又は A 3 判	2 部
各種電子データ	保存形式はむきばんだ史跡公園職員と協議して決定。データの提出は、CD、DVD、ハードディスクのいずれかで 行う。	一式

9 その他

本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は両者協議の上、適切に処理するものとする。

作業終了後、検査職員の検査を受けて納品するものとするが、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不備が生じた場合には、受託者の責任において無償でその誤りを訂正するものとする。本業務の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、対価の完済により鳥取県に帰属する。